

## プロジェクト 実務対応

## 項目 第 81 回実務対応専門委員会で聞かれた意見

**本資料の目的**

1. 本資料は、前回の実務対応専門委員会（第 81 回・2016 年 1 月 25 日開催）（以下「専門委員会」という。）で議論された一括取得型による自社株式取得取引（ASR (Accelerated Share Repurchase) 取引）に関する会計処理（以下「ASR 取引」という。）の企業における会計処理について、聞かれた主な意見をまとめたものである。

**ASR 取引の会計処理****一つの取引とみなして会計処理を行う方法に賛成意見**

2. 自社株式を取得することが本取引の目的であり、現金決済契約や新株予約権の発行も取引全体の一環とみなさないと本取引そのものが成り立たないと考える。利益を出す意図は通常はないので、むしろ現金決済契約の時価の変動を損益に計上する方が問題はあると考える。損益を計上しないと、会社法上問題があるのであれば、一つの取引とみなして会計処理を行う方法は問題であるが、そうでなければ一つの取引とみなして会計処理を行うについては問題にはならないと考える。
3. 本取引の意図が自己株式の取得にあると考えると、ASR 取引を一つの取引とみなして、損益を計上しない会計処理を行う方が合理的であると考えます。

**一つの取引とみなして会計処理を行う方法に賛成であるが、追加で検討を行うべきとする意見**

4. 経済的実態に着目すると、一つの取引とみなして会計処理を行う方法は同意できる。なお、仮に一つの取引とみなして会計処理を行う場合において、ToSTNeT-3 により取得した自己株式について決済日までに処分した場合又は消却した場合、平均株価下落時に現金を受領したときの会計処理はどうか。
5. 企業が一体として取り組むスキームのため、別々の取引として会計処理を行うよりも一体として会計処理をした方が、その意図を理解しやすいと考える。ただし、平均株価が下落した場合には、現金の授受の可能性があり、平均株価が上昇した場合には、発行済株式数が増える潜在的なリスクがある。そのため、この取引の途中で決算期末を迎えた場合、それらのリスクが内在していることを開示しなければならないと考える。
6. 会計基準等で取り決めのない場合には、法的形式を重視すべきであるが、仮に経済

的実態を優先するのであれば、実務対応報告等で取り決めに明確にしたもののみを一体とみなして処理すべきと考える。また、開示の論点と併せて議論する必要があると考える。

7. 基本的には、経済的実態に合わせて一つの取引とみなして会計処理すべきと考えているが、現金決済取引についてはデリバティブとして扱った上で、ヘッジ会計を適用して繰延ヘッジ処理することはできないか。

### その他の意見

8. 一つの取引とみなして会計処理を行った場合、平均株価が上昇した場合には新株予約権が行使されて株式が交付されるが、その取引が貸借対照表に表れない点に問題がないか。また、一体として処理する方法を採用する場合には、検討対象となる本取引に関して一定の前提を置く必要があるが、将来的にその前提とは異なる取引が発生するケースも想定して、会計処理を考えておく必要がある。
9. 事務局提案による、複数の取引を一体として会計処理するかどうかの規準は、他の会計基準においても採用されているものなのか。また、経済的実態を無視して、法的形式を優先しなければいけない場合とはどのような状況が想定されているのか。
10. 複合金融商品に組み込まれたデリバティブを分離するかどうかの判断では、現物の金融資産又は金融負債と組み込まれているデリバティブが不可分であるか、デリバティブのリスクが現物の金融資産又は金融負債に及ぶ可能性があるかどうかで判断している。その考え方の中では、必ずしも法的形式か経済的実態かで会計処理を判断することとはならないと考える。
11. 事務局提案では、一つの取引とみなして会計処理を行う場合の要件を厳格にしている印象がある。実務上少しでもこの要件から外れた場合は、一つの取引とみなして会計処理を行うことができず、損益が計上されることになるかと捉えられるので、要件については検討が必要と考える。
12. ASR 取引の期間は、一例として3カ月が示されているが、6カ月や1年のケースもあり得るとのことである。仮に1年を超える取引が行われる場合、一つの取引とみなして会計処理を行う方法を採用することは適切かどうか。

### 開示

#### 開示項目を追加すべきとする意見

13. 取引の途中時点で決算期が到来した場合、キャッシュ・フローへの影響及び一株当たり情報の希薄化に関連する情報等(例:自己株式取得時から期末までの平均株価、期末日の時価)が、注記情報として有用であると考えられる。

14. 一体として処理する方法を採用した場合には、現金決済契約に関してはデリバティブに該当しないという整理になると考えている。その場合、時価等の情報がデリバティブに係る注記事項には含まれないため、本取引に係る注記事項において併せて開示した方が良いと考える。

その他の意見

15. 本取引の途中でも現金決済契約に係る時価の算出は可能との話であるが、その後の株価の変動を踏まえて平均株価も変動するので、時価の開示は有用性が乏しいと考える。

以 上